

就学援助費のお知らせ

就学援助費の内容を紹介します。希望者は学校へ連絡してください。

韮崎市では、経済的な理由でお子さんに義務教育を受けさせることが困難な場合に学用品・給食費など学校にかかる経費の一部の援助を行っております。

毎年、5月に申請書類の締め切りがあります。6月以降は随時認定となり、月割りでの支給となります。

1 援助を受けられる世帯

- (1) 要保護世帯 生活保護法に基づく保護費の受給者
- (2) 準要保護世帯 生活保護世帯に準じる程度に経済的に困窮している世帯
 - ア 生活保護が停止又は廃止された方
 - イ 市町村民税が非課税の方
 - ウ 市町村民税・個人事業税・固定資産税の減免措置を受けている方
 - エ 国民年金保険料又は国民健康保険料の減免措置を受けている方
 - オ 児童扶養手当を受給されている方（児童手当とは異なります）
 - カ 生活福祉資金貸付制度による貸付を受けている方
 - キ ア～カに該当しないが、就学援助を希望する方

2 援助の内容

- ・学用品費・校外活動費・新入学児童学用品費
- ・修学旅行費（実費）
- ・医療費（う歯、中耳炎等の疾病の治療費に限る）

※ 住所が市外の方については、一部支給されない項目がありますので、住所地の地教委にも支給対象外項目について支給されたい場合には申請が必要になります。

※ 要保護・準要保護の区分や学年により援助の内容や金額は異なります。

※ 平成30年度の入学生から、入学前申請により新入学児童学用品費40,600円が入学前の3月に支給されるようになりました。